

平成 25 年度 熊本県立大学大学院文学研究科日本語日本文学専攻

学位（課程博士）論文審査報告

論文執筆者氏名 佐 藤 友 哉 (学籍番号 1165001)

学位の種類 博士（文学）

学位記番号 甲 第 34 号

学位授与の日付 平成 26 年 3 月 15 日

学位授与の要件 学位規程（平成 5 年 4 月 1 日施行）第 3 条第 3 項

学位論文の題目 他者を要する動詞述語文の研究

学位審査委員会

主査	半藤英明	本学 教授	日本語学	博士(文学)
副査	鈴木 元	本学 教授	日本文学	博士(文学)
副査	米谷隆史	本学 准教授	日本語学	文学修士
副査	益岡隆志	神戸市外国語大学教授	言語学・日本語学	博士(文学)

論文要旨

本研究は、「他者」をキーワードとして動詞述語文を構文論的に、また、言語行為論的に分析し、その諸相、および、それらの文法的基盤と用法分化のプロセスを論じたものである。本研究における「他者」とは、構文論的には動作の対象、動作の目標、さらには動作主体からみた相手と見做せるものであり、そのような叙述レベルの他者は、文の中心的な存在である動作主体において、動作や事態の実現に欠かせないものである。一方、言語行為論的にみた話者に対応する聞き手も、文の中心的な存在である話者に対応する存在であり、文の成立に欠かせないものである。本研究では、こうした「他者」の存在によって生じる、他者とその他の要素との関係性にかかる文法的諸課題を幅広く論じている。

論文の構成は、全体を2部構成とし、第1部「叙述レベルにおける他者を要する動詞述語文」、第2部「言語行為レベルにおける他者を要する動詞述語文」のそれぞれに3章を並べ（他に「結び」がある）、取り上げる問題としては「を」と「に」の対象表示用法、使役文・受身文の成立基盤と、命令文の諸相にかかる①各文型が表す動作と他者の性質、②動作また話者と他者とに見られる関係性、③文の成立条件、基本的機能、などを詳しく分析している。以下、各章について概述する。

第1部第1章では、「頬を殴る」「親に反抗する」といった「を」と「に」の対象表示用法の使い分けの基準を、動作および対象の性質や、動作と対象との関係性の違いをもとに論ずる。「を」で対象表示する動詞は、第一義的には動作が対象に及んだ状態において対象と関わるさまを表し、「に」で対象表示する動詞は、そのような関わりに描写の力点はなく、対象を動作の基点に据え、それとの関係の上に成り立つ主体の態度、様態といった主体のあり方や基点に向かう動きを表すとしている。また、対象の性質については、「を」の表示する対象が動作と一体的に関わるものであるのに対し、「に」の表示する対象が動作の基点という調整的要素であると述べている。

第2章では使役文を取り上げ、前章の延長上にある問題として「親が子供を買い物に行かせる」「親が子供に買い物に行かせる」のような自動詞からなり、使役動作の対象を「を」または「に」で表示する使役文について論ずる。

「に」使役文については、もともとなる動詞が動作主体の意志による動作を表さなければならぬとする先行研究を踏まえ、「を」で対象表示する動作は対象を支配する意を表すが、「に」で対象表示する動作は対象を支配しないことを示すことで、自らの意志によって動作を行う相手を対象としたときにはその相手が動作の支配の埒外にあるものと認識でき、そのために相手すなわち対象を「に」で示す余地が生ずるとしている。また、人の無意志動作を表す動詞でも使役主体が使役対象を支配しないと判断される条件下であれば「に」使役文を構成することや、「てやる」「ておく」の要不要に関して「を」使役文と「に」使役文とに見られる構文論的相違も指摘している。

第3章では、動作主から他者に対する動きを持つ文を論じた前章とは反対に、他者から何らかの動きを受けるものを主語に立てる受身文を取り上げ、受身文の動作主マーカ―「に」「によって」が現れる条件について論ずる。両マーカ―ともに受身文の主語に何かがあることを前提としているが、「に」は受身文の主語あるいは潜在的受影者が行為主体に従属していないと見做せること、一方「によって」は受身文の主語と行為主体との間に従属関係があり、また、表示する内容が「原因・根拠」であって「よる」の語義を補充する必要性が認められることを成立条件としていることを述べる。

第2部第4章は、動詞単独で命令形を取る文について、命令形を取る動詞の制約をもとに基本的機能を論ずる。典型的な命令文のほか、命令文の相手が非情物の場合や人の無意志的動作による表現についても命令文の基本的機能として「相手みずからが引き起こす側面を有する動作」を要求する話者の態度があるとし、この機能が過去の出来事を咎める意となる命令文にも当てはまることを述べる。

第5章では、動詞の終止形に禁止の終助詞「な」の付いた形式を考察対象とし、「な」の付く動詞の制約をもとに基本的機能を論ずる。このような否定命令文の基本的機能は「相手みずからが引き起こす側面を有する動作・事態」の実現回避を相手に要求する態度を表すことであるとし、また「な」に上接する動詞の表す動作が完了している場合の否定命令文は、話者の要求的態度を話者の過去に対する理想として相手に示すものであり、このことは動作・事態の反復可能性と下降イントネーションの「よ」の要不要の問題から、その確かさを補強できると述べている。

第6章では、話者自身に対して発話する命令文を取り上げ、話者自身に発話する命令文が成立する条件を考察している。結論として、話者自身を思惑通りにはいかない自分以外の存在と見做すことで話者自身に発話する命令文が成り立ち、この種の命令文が自分以外の存在に発話する命令文の特殊なあり方であると述べている。

最後に、結びとして、叙述レベルにおける他者を要する文は動作主、動作、他者の関係性の異なりが助詞（の形態）に変化を与えるが、言語行為における他者を要する文では話者、要求する内容、他者の関係性の異なりが文意と終助詞のイントネーションに変化を与えるとといった相違を指摘して、論文全体をまとめている。

論文評価

本研究は、簡潔にまとめるならば、叙述レベルの「対象」、言語行為レベルの「聞き手」という「他者」が動詞述語文のあり方や文の意味内容と連関し、構文論的にも言語行為論的にも文の類型を決定付けることを論じたものであり、すなわち「他者」の存在が「他者を要する動詞述語文」を生み出す文法原理であるという結論を導いたものである。

他者を要する動詞述語文というテーマのもと、叙述レベルにおける動作主体と他者（動作対象）との関係性、および、言語行為レベルにおける話者と他者（聞き手）との関係性に関わる問題の考究を目的とし、叙述レベルの他者を要する動詞述語文と言語行為レベルの他者を要する動詞述語文とを結びつけて論じるという本研究の試みは、従来にない視点であり、動詞文研究の新たな方向として注目される。

叙述レベルで他者を要する動詞述語文と言語行為レベルで他者を要する動詞述語文を結び付けて論ずる点については、両者の結節点を具体的に示すことが必要となるが、これらを統一テーマのもとに論述する意義については「他者を要する動詞述語文の研究とは、主体（叙述レベルでは動作主体、言語行為レベルでは話者）以外の存在によって生じた、その存在とその他の要素との関係性にまつわる考察である。」とされ、「本研究は、結局、他者の存在が叙述的にも言語行為的にも文の類型を決定づけるものとなること、より具体的には、他者がどのような存在であるかが動詞述語文のあり方や文の意味内容と連関することを述べたことになる。」（92 頁）と述べられている。言語行為レベルでの他者を要する動詞述語文として命令文に着目する理由についても「命令文の場合、聞き手たる他者が有情物か無情物か、その場にいるかいないかといった他者の性質・あり方と文意との関係が比較的深く、他者にまつわる考察が文法的問題の重要な位置を占めると考えられるからである。」（6 頁）と述べられており、それぞれに妥当な見解である。

第1部には、動作主体・動作対象が生み出す他動性の問題が取り上げられている。具体的には、格助詞「を」と「に」の対象表示用法の問題、自動詞からなる「を」使役文と「に」使役文の問題、「に」受身文と「によって」受身文の問題の3つである。

これらの問題のうち、前2者は動作主体と動作対象の関係を格助詞「を」と「に」の現れを見るという形で統一的な分析が施されている。受身文の問題については、受身文の主語（あるいは潜在的受影者）と行為主体との関係が「に」受身文では対等な関係にあり、「によって」受身文では従属的な関係にあるという注目すべき指摘がなされている。「対等な関係」と「従属的な関係」という概念が読み手の解釈を許すものとなっている点については、対等な関係ということと格助詞「に」が用いられることとの関連をより詳しく説明することが必要であったかと思われるが、まとまりのよい秀れた論を展開しており、評価できる。

第2部では、命令形を取る文、否定命令文、話者自身に発話する命令文の3つが分析されている。考察対象を命令文に絞ったことで、第2部も全体として非常にまとまりのよい論考となっている。

まとまりのよさを端的に示すのが、命令文に参加する動詞の意味タイプの問題である。本研究では、命令文に参加する動詞の意味タイプを当該の人物がみずから引き起こすという側面を持つタイプと特徴付けている。命令形を取る文と否定命令文の場合、参加する動詞が「みずから引き起こす側面を有する」というのは、言語学で影山太郎が「非能格動詞」として論じているものに相当するが、「主格名詞句みずから引き起こす側面を有する動作を表し得る動詞は、非能格動詞よりも該当する動詞が広範に及ぶ」としたのは「非能格動詞」との関係から重要な指摘であり、さらに「主格名詞句みずからの内に当該動作を引き起こす側面があれば、命令形を取る文として成り立つ」(60頁)としているのも注目される見解である。

話者自身に発話する命令文については、その成立条件として、話者自身を自分の思惑通りにいかない存在とみなす状況であるという点が挙げられている。このことは、参加する動詞のタイプが命令形を取る文と否定命令文の場合とで異なることを意味しており、重要な指摘である。話者自身に発話する命令文が命令文としては特殊なものであるとされていることに関連して言うと、特殊な命令文を認めることは、命令文に中心的なタイプと周辺的なタイプが存在するという見方に通じるが、そのような見方は他動詞と自動詞の区別にも適用するものと思われる。本研究では、他動詞は自動詞から明確に区分されると見ているようである(21頁)が、他動詞に中心的なタイプと周辺的なタイプがあるという見方も十分に検討すべきである。もっとも、そのことは「本論の主旨と直接重なるわけではない」(23頁)とされている。

あえて本研究の課題を挙げれば、文の成立条件として指摘される「対象を支配する」、「受身文の主語と行為主体が対等あるいは従属的な関係にある」、「話者自身を自分の思惑通りにいかない存在とみなす」といった説明概念の精度の問題がある。同時に、それが意味論的な概念であるのか語用論的な概念であるのか、その点をもっと検討されてもよいことであろう。論述として十分通用する説明概念であるとは思いますが、読み手により理解の揺れが起こらないよう、より精密な概念規定が必要と思えた。ただ、そのことが本研究の完成度を低くするものではない。

結論として、ここに学位審査委員会は、審査対象となる論文が、

- 1 叙述レベルにおける動作主体と他者との関係性、言語行為レベルにおける話者と他者との関係性に関わる問題の考究を目的とし、叙述レベルでの他者を要する動詞述語文と言語行為レベルでの他者を要する動詞述語文とを結びつけて論じた点において独自性と新見性があること
- 2 本研究の考察および論述に不可欠な先行研究に言及しており、明確な論理展開

により理論的な説得力があること

- 3 本研究で明らかにされた文法的諸課題に対する見解の多くが学界において評価に値するものであること、および、本研究がテーマ設定に基づいた一貫した論述により体系的な研究として評価できること

の点から、「文学研究科日本語日本文学専攻博士後期課程学位申請論文における審査および学位授与の決定にかかる基準について」の審査基準を満たしており、博士(文学)の学位授与が適当であると判断する。